

産業保健看護専門家（保健師）・産業保健看護専門家（看護師）制度 更新要件

5年ごとに更新	実務経験・実践活動*	継続教育*	研究▲（学会発表・論文）	学会活動*	社会貢献▲
上級専門家 ・上級専門家として登録後更新までの間に（更新後は次回更新までの間に）、右記の活動を行っていること ・右記の各活動に関する様式類を提出できること ・本制度登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続していること（会費未納や学生会員への会員種別変更が無いこと） *については必須項目 ▲については、研究もしくは社会貢献のいずれかを満たすことを選択することができる （更新要件を満たせない場合、登録有効期間満了6か月を経過するまでに申請することにより、更新猶予を受けられる場合がある）	産業保健看護に係る実務経験もしくは実践活動が合わせて5年あること （更新猶予を受けて更新した者は、更新猶予期間中及び更新後の産業保健看護に係る実務経験もしくは実践活動が合わせて5年あること）	以下のとおり継続研修を20単位履修していること ↓ 20単位のうち、専門研修16単位、実地研修4単位とし、専門研修16単位のうち産業看護総論については2単位、その他の単位は14単位取得すること	以下を満たす論文等が1本以上あり、筆頭著者もしくは第一発表者であること ↓ 産業保健看護に係る十分な研究の実績があり、その成果が学会・協議会等で発表されており（※1）、申請様式とともに抄録・論文の写し（抄録集やホームページに掲載された形式のもの）を提出すること	学会出席（※2）が8ポイント以上あること ↓ 申請様式とともに参加証・受講証等の写しを提出すること	産業保健看護に係る社会貢献（特に登録者の指導及び学会への貢献）を行っていること（※3） ↓ 申請様式とともに委嘱状等の写しを提出すること
専門家 ・専門家として登録後更新までの間に（更新後は次回更新までの間に）、右記の活動を行っていること ・右記の各活動状況に関する様式類を提出できること ・本制度登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続していること（会費未納や学生会員への会員種別変更が無いこと） （更新要件を満たせない場合、登録有効期間満了6か月を経過するまでに申請することにより、更新猶予を受けられる場合がある）	産業保健看護に係る実務経験もしくは実践活動が合わせて5年あること （更新猶予を受けて更新した者は、更新猶予期間中及び更新後の産業保健看護に係る実務経験もしくは実践活動が合わせて5年あること）	以下のとおり継続研修を20単位履修していること ↓ 20単位のうち専門研修16単位、実地研修4単位とし、専門研修16単位のうち産業看護総論については2単位、その他の単位は14単位取得すること	以下を満たす論文等が1本以上あり、筆頭著者もしくは第一発表者であること ↓ 産業保健看護に係る研究の実績があり、その成果が学会・協議会等で発表されており（※1）、申請様式とともに抄録・論文の写し（抄録集やホームページに掲載された形式のもの）を提出すること	学会出席（※2）が5ポイント以上あること ↓ 申請様式とともに参加証・受講証等の写しを提出すること	産業保健看護に係る社会貢献を行っていること（※3） ↓ 申請様式とともに委嘱状等の写しを提出すること

登録者

- ・筆記試験合格後1年以内に日本産業衛生学会に正会員として入会し、専門家制度名簿に登録していること
- ・本制度登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続していること（会費未納や学生会員への会員種別変更が無いこと）
- ・登録者からの申請に基づき行われた委員会審査で更新が認められること

※専門家制度名簿への登録有効期間は、登録証に記載される登録日の翌日から起算して5年を経過する日までだが、期間内に名簿の更新を行わない事由がやむを得ざるものと委員会が認めた者については、5年を超えて1回に限り更新を認める場合があり、登録最長期間は初回登録日より10年間となる。更新が認められた場合、それまでに取得した研修単位等は更新後も引き継ぐことができる

※ 1 研究（学会発表・論文：抄録集・論文掲載誌の写しを提出）

（1）発表・投稿先について

- ・日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおける発表実績であること
- ・産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又はEnvironmental and Occupational Health Practiceにおける発表実績であること
- ・日本産業衛生学会ホームページにおけるGPS:Good Practice Samplesの発表実績であること

ただし、経過措置として以下も認める

【2021年2月28日以前に投稿・発表したものについて】

投稿・発表した学会を問わないが、専門家として登録後に投稿・発表したもの（かつ産業保健看護に係るものであること）で、第1発表者として1演題（もしくは論文）以上の発表実績であること

（2）（1）の他に認める要件について

以下の実績も要件として認める

【認められる実績】

日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおけるシンポジウム・講演での発表実績（抄録集の写しを提出）

※ 2 学会出席：ポイントについて

【2ポイント該当】

日本産業衛生学会（総会）　日本産業衛生学会全国協議会

【1ポイント該当】

日本産業衛生学会各地方会学会　日本産業衛生学会各部会主催学術集会 ※ 例会は非該当

※ 3 社会貢献について

「[社会貢献の考え方](#)」に記載のとおり